

1 第三期北区地域福祉活動計画の基本的考え方

(1) 第三期地域福祉活動計画策定の位置づけ

地域福祉活動計画とは、住民のくらしを改善し、誰もが安心してくらすことのできるまちづくりをめざし、地域の皆様が主体となり、区内のあらゆる社会資源（住民のくらしに関する機関・施設・団体、学校、企業等）との連携・協働により、地域福祉活動を推進していくことを目的とした、社協が策定する活動・行動計画です。

本会では、これまで、第一期（平成15～19年度）、第二期（平成21～24年度）にわたり、その時々地域福祉課題や社会情勢等に応じた、社協の発展強化計画として活動計画を策定しました。平成25年度において法人化20周年を迎えますが、地域との連携による地道な地域福祉活動の積み重ねにより、人と人とのつながりを築き、近隣の住民同士が支えあう土壌づくりが大切であるという考え方に立ち、福祉課題を抱える人たちが、地域社会との関係を断たずに生活できることを目的にし、地域にねざした活動をすすめてきました。

(2) 第三期地域福祉活動計画の期間と評価

第三期地域福祉活動計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画とします。なお、計画の進捗確認・評価については、本会運営の理事会、ならびに学区社協会長会議、北区地域福祉推進委員会において、行っていきます。

また、地域を取り巻く社会福祉情勢は、日々変化していることを考え合わせ、必要性があれば部分的な計画の見直しについても、これら諸会議にてはかっていきます。

(3) 他の計画との関係

京都市社協では『人に優しく、災害に強い、信頼の絆で結ばれた福祉のコミュニティづくり』を基本目標として、「京都市における社協行動指針」を策定しました。

この社協行動指針を踏まえた上で、市・区社協、そして、学区社協が一体となって、「地域の絆づくり事業（居場所・見守り・相談活動）」を基盤とする地域福祉活動を推進していくための第三期地域福祉活動計画としました。

また、京都市基本計画との同列の位置付けにより、相互に補完しあう「北区基本計画～はつらつ北区プラン～」(平成22年度策定)では、北区のまちの将来像を実現するための10の施策・取組が掲げられています。

そのなかでも、「区民主体で取り組む地域活動の創造」「大学の力が生かされるまちの創造」「地域ぐるみで支え合う子育て環境の整備」「健康で安心して住み続けられるまちの創造」などについては、地域や関係機関等との密接なつながりをもつ本会として、行政とのパートナーシップにより、取り組みの具体化をはかっていくことを踏まえ策定しています。

《第三期北区地域福祉活動計画と他の計画との関係・位置付け》

